

地方独立行政法人山梨県立病院機構 第4回理事会 議事録

- 1 日 時 平成25年3月21日(木)午後4時~午後5時15分
- 2 場 所 県立中央病院 2階 理事長室
- 3 出席者 理事長 小俣政男
理 事 山下晴夫、藤井康男、若月茂樹
監 事 早川正秋
(欠席者 監事 加藤隆博)
(出席者 理事長・理事 計4名。今理事会は定足数を満たし成立した。)

4 会議次第

(1) 理事長あいさつ

(2) 議 事

平成25年度計画(案)

事務局 各概要について説明

(資料1「平成25年度計画(案)」資料2「中期計画・年度計画」を読み上げ。)

「政策医療の提供」の項目では、「救命救急医療」として、ドクターヘリの運航により、迅速かつ高度な救命救急医療の提供を行い、搬送時間の短縮や救命率の向上に取り組んでいく。「総合周産期母子医療」では、長期化する新生児集中治療室(NICU)にいる新生児の退院支援に向け、専門のコーディネーターを配置する。「がん医療」においては、平成25年4月に開設するゲノム解析センターにおいて抗ガン剤投与に必要な遺伝子情報の解析等を行い、臨床と研究の一体的な取り組みを行うとともに、医師の配置等の人員整備を行う。「北病院の病棟再編整備工事」では、平成25年4月末に一部管理棟等を除き完成し、増床されたスーパー救急病棟および児童思春期病棟で、精神科救急・急性期医療の充実を図っていく。

「質の高い医療の提供」の項目では、医師の業務負担を軽減するため医師事務業務補助者を増員する。看護体制についても7対1看護体制を継続していく。

「県民に信頼される医療の提供」の項目では、県立中央病院の各診療科窓口に、診察開始見込み時間を表示する機器を設置し、各種サービスの向上に努める。

「新薬開発等への貢献」の項目では、専任の薬剤師等を配置した臨床試験管理室を新たに設置し、治験の円滑な実施と関連部署との連携強化を図っていく。

「地域医療機関との協力体制の強化」の項目では、地域連携センターを中心に、紹介率・逆紹介率の向上やリハビリテーション治療における地域医療機関への後方支援など、地域医療支援病院の承認に向けた取り組みを進めていく。

「診療報酬請求の事務の強化」の項目では、担当職員を増員するとともに診療報酬部門を独立させ、診療報酬請求事務の強化を図る。

「材料費等の抑制」の項目では、価格交渉のあり方などの更なる見直しを進め、薬品の購入費の抑制を図るため後発医薬品の採用を推進するとともに、契約方法の検討を行う。

予算、収支計画、資金計画について（資料2、資料3「平成25年度法人予算説明資料」資料4「平成25年度当初予算について」を読み上げ。）。

平成25年度当初予算編成の基本的な考え方は、中期計画期間内の経常収支の黒字化を確実にするため、過去の実績、平成24年度の決算見込みを十分に分析し、収入の確保と費用の節減に努めた。

予算規模は、経常収支は、収入が215億6,300万円、支出が205億3,900万で、経常利益は10億2,400万円と第一次中期計画及び第二次中期計画を上回る経常利益を予定している。

純利益についても、9億8,500万円を予定している。

収入について、医業収益は、中央病院では、入院収益、外来収益ともに前年度とほぼ同額を見込んでいる。北病院では、入院収益が病棟再編に伴い、8,400万円の増収を見込んでいる。外来収益はほぼ同額を予定している。

入院収益は、平成24年度決算見込みに対し、8,400万円増の118億1,100万円、外来収益は、1,400万円減の51億9,200万円を見込んでいる。平成25年度は、診療報酬改定が無いことから、医業収益には大きな変動はないと考えている。

支出関係について、給与費は、86億2,200万円と前年度に比べ3億3,800万円の増であるが、これは、中央病院の薬剤部、リハビリテーション科の充実やゲノム解析センターの業務開始に伴う増員と北病院の病床再編に伴う薬剤師、看護師等の増員などが要因である。材料費は、後発医薬品の採用や値引き交渉による削減目標を設定し、7,300万円減の49億8,800万円を見込んでいる。

経費については、光熱水費の値上がり、消費税増額を見越し、経年劣化による施設設備の修繕費の増大による1億5,000万円増の29億6,500万円を見込んでいる。

採決の結果、理事等から異議がなく、原案のとおり可決された。

規程改正（案）

事務局 各概要について説明

（資料5、6、7、8「規程改正の概要」を読み上げ。）

「組織規程」については、法人の組織及び職の設置などに係る改正を行う。

まず、中央病院長直下の組織として臨床試験管理室を新設するため、一部を改正する。

中央病院では、現在、治験件数の増加にともない業務量が増大しており、関係機関や関連部署との調整を円滑に行うためにも、

治験を一元化管理する部署を独立させる必要があることから、今回新設することとしたい。

次に、集中治療室（ICU）を中央診療統括部内の診療科とするため、一部を改正する。

今回の改正は、集中治療室の所管・管理体制について、組織的に曖昧であることから、独立した組織として明確に位置づけるものである。

次に、同じく中央診療統括部内に内視鏡科を新たに設置するため、一部を改正する。

今回の改正は、内視鏡での検査や治療における診療機能の強化を図るためのものである。

次に、がんセンター内にゲノム解析センターを新たに設置するため、一部を改正する。

今回の改正は、平成24年度に整備工事が進められきたゲノム解析センターが平成25年4月より遺伝子情報の解析を行い、臨床と研究の一体的な取り組みを行うためのものである。

「役員退職手当規定」については、勤務実態等に鑑み、一部を改正する。

改正の内容は、役員の退職手当の支給率は、現行100/1000であるが、先般、一般職員の退職手当の引き下げを実施し、山梨県においても知事・副知事等の退職手当の引き下げ改定が行われることから、現行の支給率を84/100とするものである。

「職員給与規定」については、勤務実態等に鑑み、一部を改正する。

改正の内容は、まずは、研究職給料表等の新設を行うものである。これは、H25年4月より業務を開始するゲノム解析センターに従事する研究職の採用に伴い、新たに研究職給料表を追加し、その運用基準を新たに規定するものである。

また、管理職手当支給区分表の改正を行うものである。これは、現在、中央病院医療局の管理職手当支給区分は、統括部長が五種、部長が六種となっているが、今後は、統括部長及び部長ともに五種又は六種を支給できることとし、適材適所の人材配置ができるよう改正するものである。

「非常勤嘱託等就業規則」については、勤務実態等に鑑み、一部を改正する。

改正の内容は、現行では、専修医や研修医を含む非常勤嘱託等に対し、任用された日から半年間は、年次有給休暇が付与されないこととされている。このため、非常勤嘱託等のうち、常勤職員と勤務条件が同程度である専修医、研修医及び週30時間を超える非常勤嘱託医師については、常勤職員と同様の運用により、年次有給休暇を付与することとし、待遇改善を図るものである。

採決の結果、理事等から異議がなく、原案のとおり可決された。

その他

事務局 次回の理事会はいつ開催すべきか。

一 同 - 6月21日の開催で合意 -